

平成29年 8 月23日

中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会（第34回）

国立公園事業の決定・廃止・変更案件 に関する説明資料

決定：8件 / 廃止：2件 / 変更：10件

合計：20件

諮問案件数一覧 (H29.8.23 第34回自然公園等小委員会)

	国立公園	決定	廃止	変更	合計
1	阿寒摩周		2	1	3
2	支笏洞爺	1			1
3	日光			2	2
4	富士箱根伊豆			3	3
5	南アルプス			1	1
6	上信越高原			2	2
7	瀬戸内海	1			1
8	大山隠岐	1			1
9	霧島錦江湾	1		1	2
10	奄美群島	2			2
11	やんばる	2			2
	合計	8	2	10	20

【決定①】 新規指定公園案件

奄美群島国立公園

大棚湯湾線道路（車道）

決定

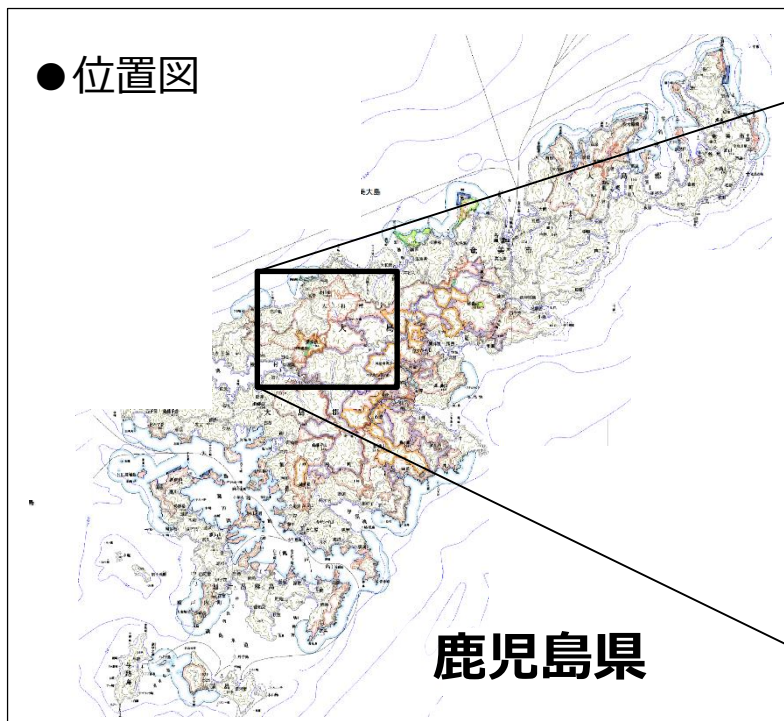
路線距離：18.1km

有効幅員：4～9m

執行者（予定者）：大和村、宇検村

第1種特別地域、第2種特別地域（公有地（大和村、宇検村））

●位置図



●公園計画図



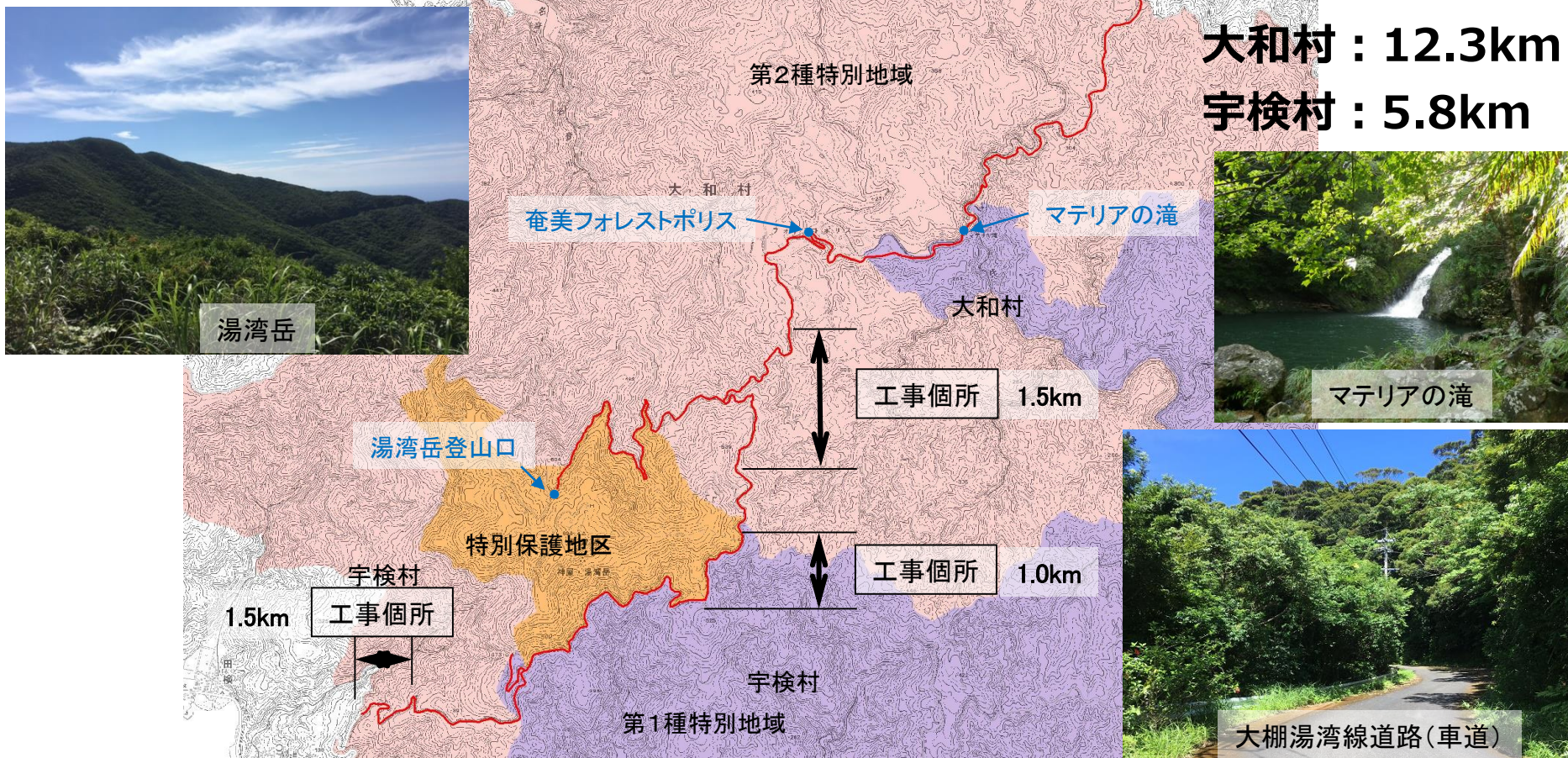
- 奄美大島の中部に位置。
- 大和村及び宇検村にまたがり、標高200m～600mにかけての起伏に富んだ山岳地を通る。
- 車道からはヒカゲヘゴやオオタニワタリといった照葉樹林景観が探勝できる。
- 付近には、アマミノクロウサギやアマミヤマシギ、イシカワガエル等の希少な野生動植物が多く生息。

大棚湯湾線道路（車道）決定路線図

事業規模 路線距離

大和村：12.3km

宇検村：5.8km



- 沿線にはマテリアの滝等の探勝地や湯湾岳登山口、野営・休憩等の拠点となる奄美フォレストポリスといった利用拠点が存在。
- 近年、観光バスやレンタカーの交通量が増加傾向にあり、道路の狭小部で離合が困難であったり、脱輪、路肩の植物の踏みつけなどが発生している。

既存施設の位置づけ（道路）

執行者：大和村、宇検村

全体のうち4 kmについて、動植物に配慮した工法により、**車道の拡幅や線形改良**を実施予定



車道の状況



林道上で見られる希少種
(上)アマミヤマシギ
(左)アマミノクロウサギ

自然環境への影響

- 整備箇所周辺には希少種や固有種が生息・生育している可能性が高いため、環境影響調査の実施や専門家へ助言を求め、整備による影響を最小限に抑えるための対策を講じる。
- 工事により発生する法面や裸地には、埋土種子など外来種により緑化を図る等風致景観上支障のない手法を検討する。

奄美群島国立公園 長雲峠園地

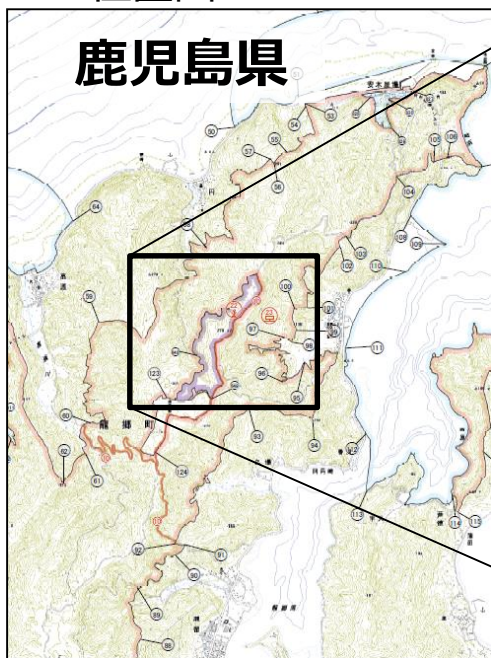
決定

区域面積：10.4ha

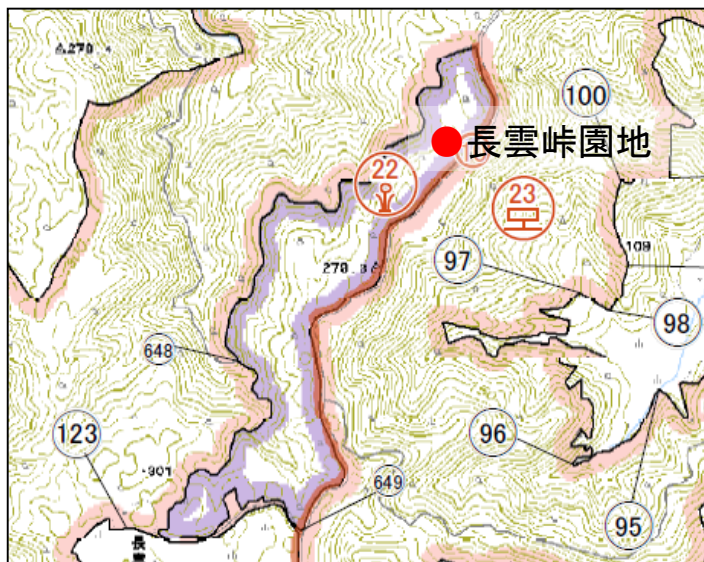
執行者（予定者）：龍郷町、環境省

第1種特別地域（公有地（龍郷町））

●位置図



●公園計画図



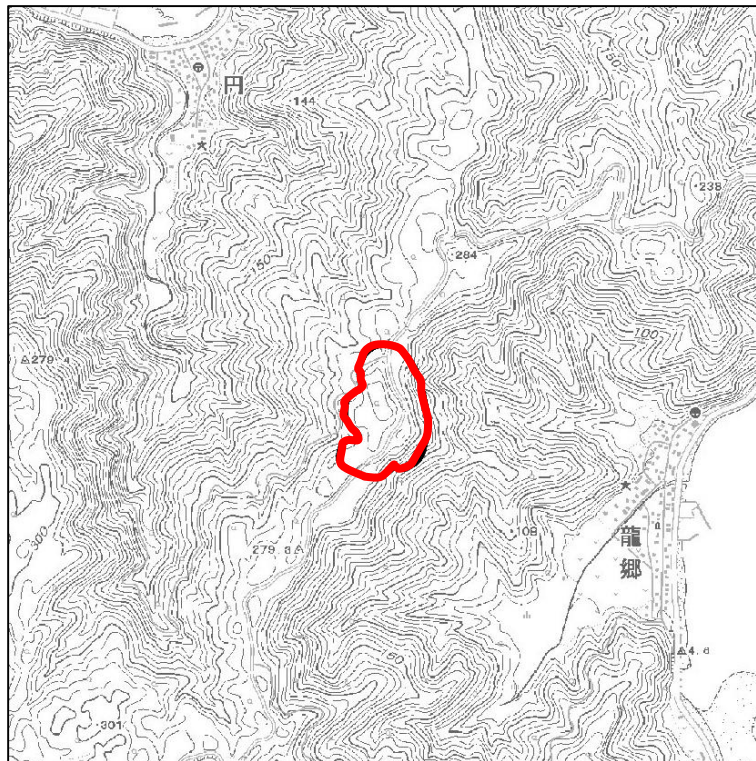
展望台から望む龍郷湾



照葉樹林

- 奄美大島地域の北部、龍郷半島の尾根部に位置
- 標高250m～300mの緩傾斜地にあり、周囲には亜熱帯照葉樹林が広がる
- 付近にはアマミノクロウサギ等希少で固有な動植物が多く生息・生育している

長雲峠園地決定区域図



事業規模

区域面積：10.4ha



駐車場



展望台



入口

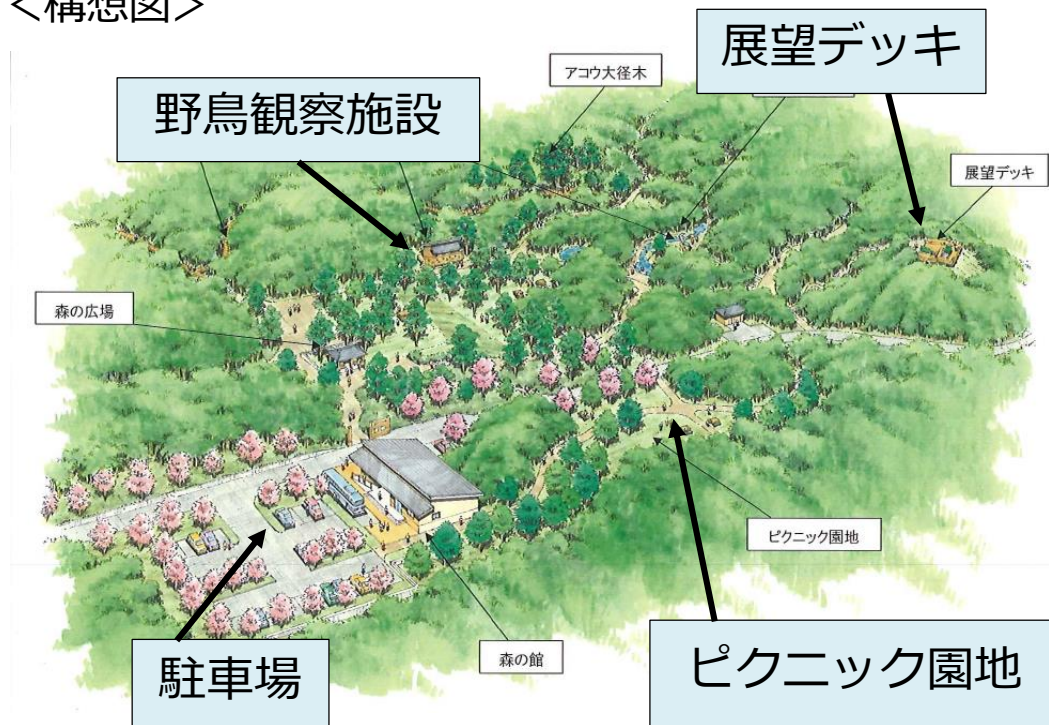


園路

- 既存施設である「奄美自然観察の森」の区域について事業決定するもの。
- 龍郷町が昭和58年に整備。現状、遊歩道、展望台、駐車場等が整備されている。
- 森林を気軽に探勝できる施設として、広く利用されている(約9.6千人/年)。
- 近隣に他の利用拠点施設はなく、比較的手軽に奄美の森林の魅力を伝えることができる施設であり、公園の適正な保護及び利用の推進に資する。

既存施設の把握と再整備

<構想図>



事業規模 区域面積：10.4ha
 執行者：龍郷町

- 老朽化により一部の散策路や遊具で安全性が確保できていないことから、再整備を予定している。
- 野鳥観察施設や展望デッキ等を再整備し、自然解説機能の充実を図る。

自然環境への影響

- 再整備にあたっては、地形の改変を伴わない。樹木の伐採や希少植物の生育地を回避するなど配慮する。
- 施設については、木材を基調とした既存の施設整備を踏襲し風致景観上支障のない形状及び色彩とする。

やんばる国立公園

辺戸岳線道路（車道）

決定

路線距離：1.4km

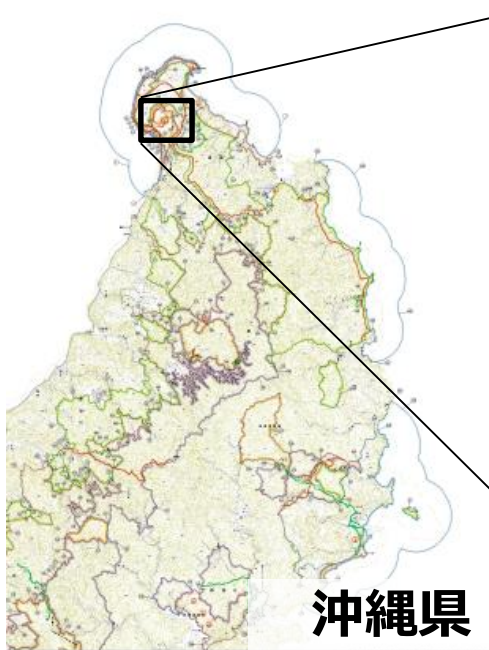
有効幅員：6m

執行者（予定者）：国頭村

特別保護地区、第2種特別地域（民有地）

●位置図

●公園計画図



沖縄県



辺戸岳線道路起点



辺戸岳線道路終点

- 沖縄北部では稀な古生層石灰岩地である辺戸岳に位置する。
- 幹線道路である奥宜名真線道路（車道）から分岐し、宜名真園地に至る車道である。
- 辺戸岳周辺は雄大な景観を有するカルスト地形である。植生はナガミボチョウジーリュウキュウガキ群落をはじめとした石灰岩地特有の植物が発達している。

辺戸岳線道路（車道）決定路線図



事業規模

路線距離：1.4km 有効幅員：6m



車道の様子

- 本道路は主に宜名真園地を利用するために供される道路である。
- 車道終点に駐車場がないため、多くのマイカー利用者は園地を経営する民間会社が運営するマイクロバスに乗車し、園地へアクセスしている。

自然環境への影響

既に整備されている道路を把握するものであり、新たな工事は行われないため、周囲の自然環境に与える影響はない。

やんばる国立公園 宜名真園地

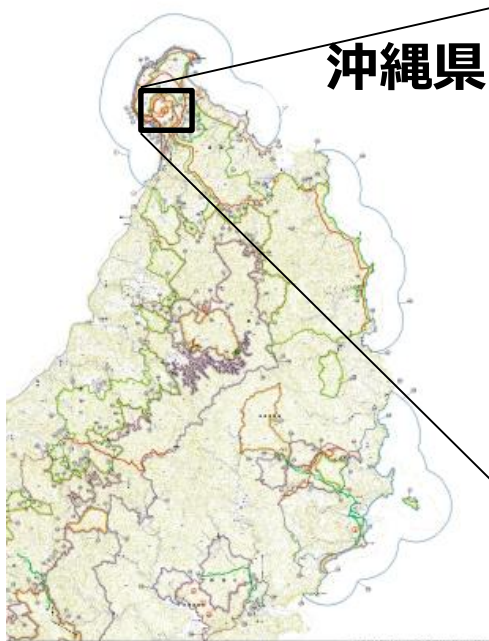
決定

区域面積：19.1ha

執行者（予定者）：民間

第2種特別地域（民有地）

●位置図



●公園計画図



○沖縄島北部では稀な古生層石灰岩地である辺戸岳周辺に位置。

○辺戸岳周辺は、雄大な景観を有するカルスト地形であり、植生はナガミボチョウジャーリュウキュウガキ群落をはじめとした石灰岩地特有の植物が発達している。

宜名真園地決定区域図



事業規模 区域面積：19.1ha



展望台から望む辺戸岬



宜名真園地

決定理由及び事業規模の根拠

- 民間が管理する既存の施設であり、利用者数は年間7万人（うち8千人が外国人旅行者）である。既存施設の範囲について、事業決定を行う。
- 石灰岩地の雄大な景観の眺望や石灰岩地特有の植物の観察等を目的として供する施設である。
- 駐車場から宜名真園地まで車道と並行し園路も設けられており、カルスト地形やガジュマル等を観察しながらの徒歩利用も可能。

既存施設の把握（駐車場、トイレ、園路）

執行者：民間

- 沖縄海岸国定公園園地事業として既に整備されている、駐車場、トイレ、園路等を把握する。



自然環境への影響

既に整備されている園地及び駐車場を把握するものであり、新たな工事は行われないため、周囲の自然環境に与える影響はない。

【決定②】 既存公園案件

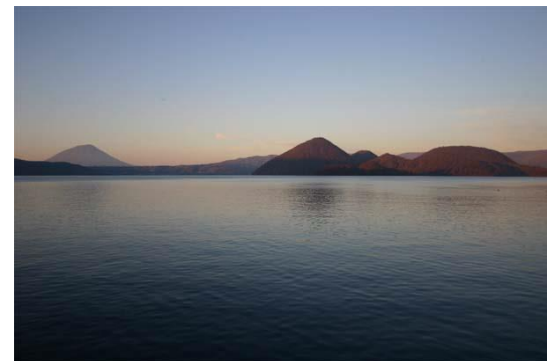
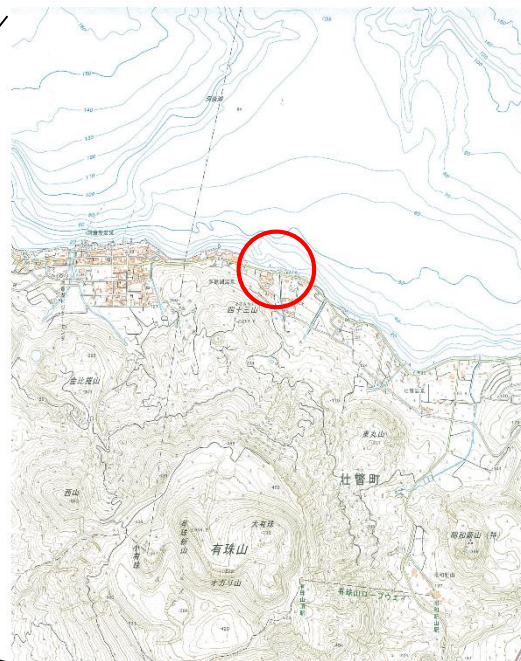
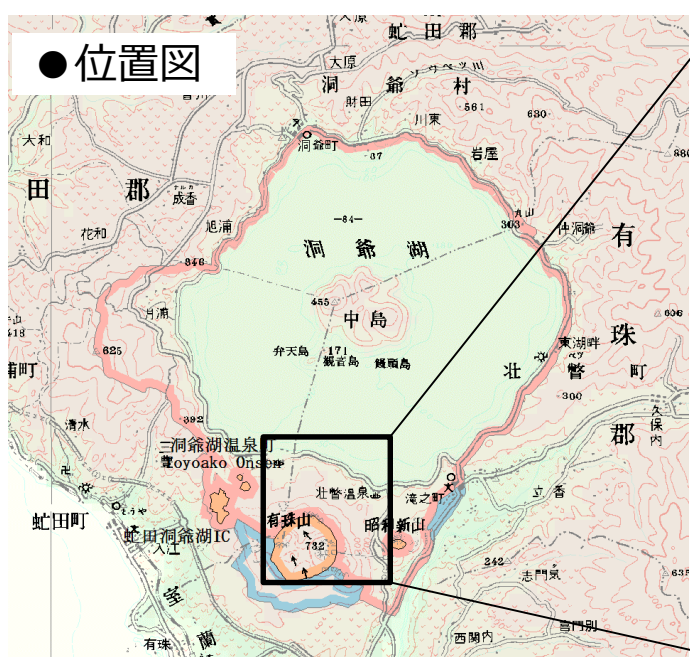
支笏洞爺国立公園 壮瞥温泉舟遊場

決定

区域面積：1 ha

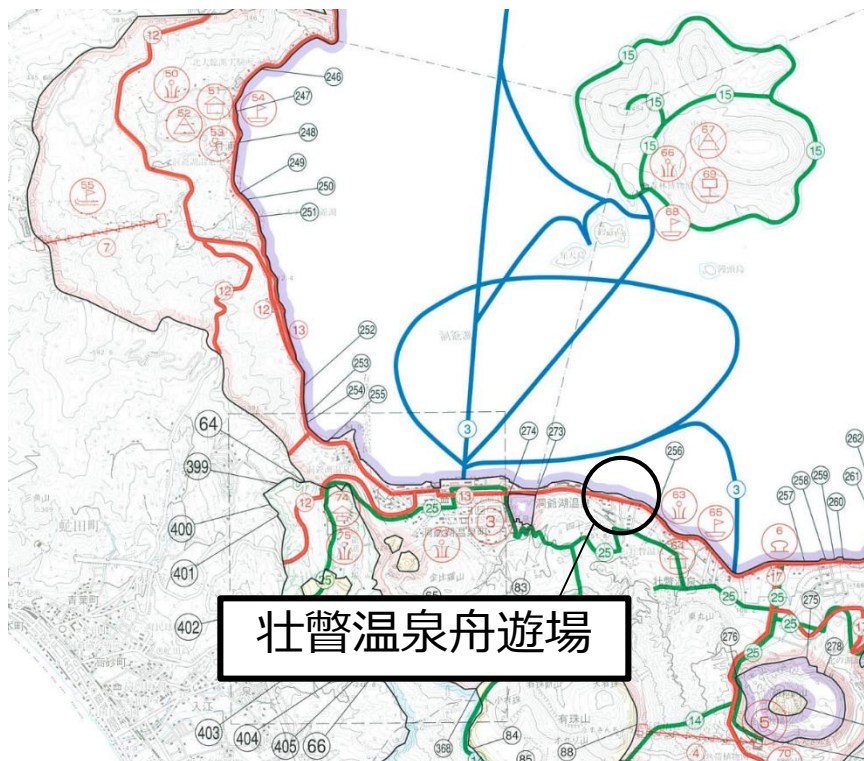
執行者（予定者）：民間

第1種特別地域、第2種特別地域（国有林、河川）



- 洞爺湖と有珠山にはさまれた湖岸沿いに位置。
- 事業地周辺の主な利用形態は、有珠山登山、洞爺湖でのモーターボートやカヌー、洞爺湖温泉及び壮瞥温泉での湯治・観光等である。
- 近年、外国人旅行者の増加によって、この地域を訪れる利用者が急激に伸びている。

壮瞥温泉舟遊場決定区域図



事業規模

区域面積： 1 ha

地種区分

第1種特別地域

第2種特別地域



- 本舟遊場では昭和46年より、ボート貸し事業が行われている（行為許可で対応）
- 洞爺湖では水上レジャーを楽しむ来訪者も多く、近隣には一般利用者がボートを降ろすことが出来る施設は壮瞥温泉園地の船場と当該事業地の他にないため、本舟遊場の果たす役割は益々大きくなると考えられる。
- 既存施設の合計は0.1haであるが、船遊場利用者の駐車場や新規事業執行者の執行区域を確保するため、当該事業の敷地面積を1.0haとする。

既存施設の把握 (ボート置き場、浮棧橋、管理事務所等)

執行者：民間

- 現状、ボート置き場、浮棧橋や管理事務所が設置されており、今後も同等規模でモーターボート事業が展開される見込みである。
- 現存の浮棧橋について、増強を検討している。



浮棧橋



管理事務所



ボート置き場



棧橋

瀬戸内海国立公園 六甲山頂園地

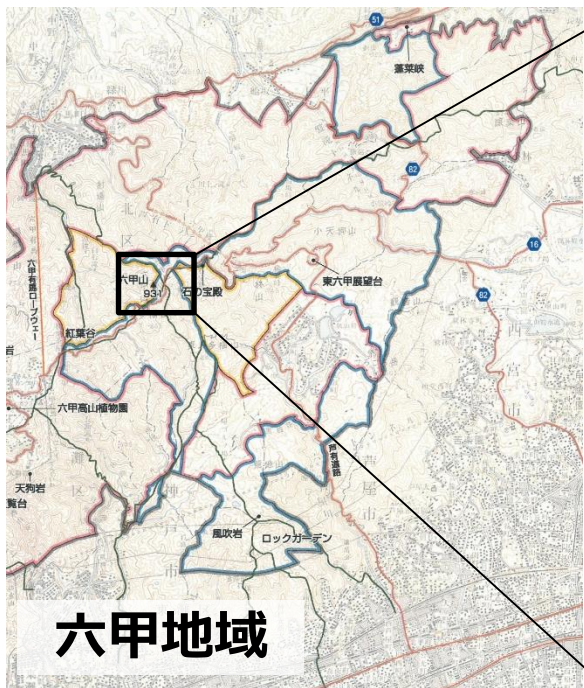
決定

区域面積：5.0ha

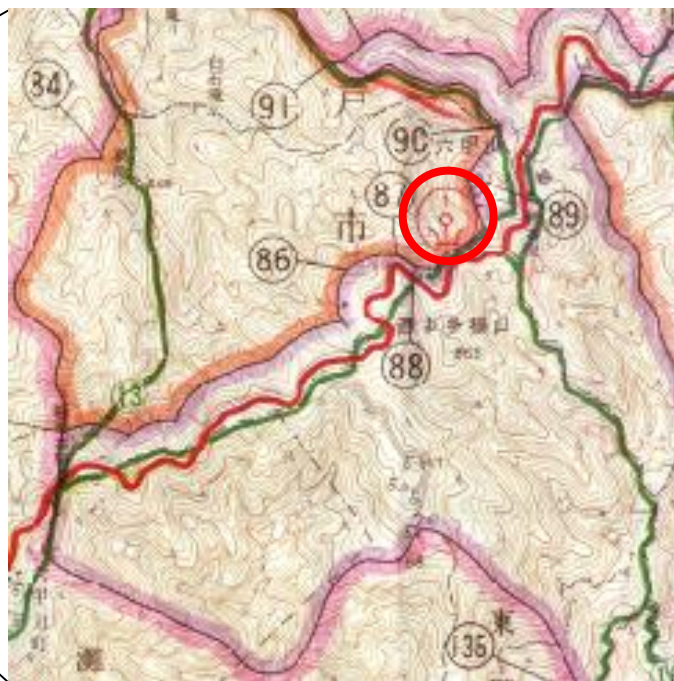
執行者（予定者）：神戸市

特別保護地区、第1種特別地域（公有地（神戸市））

●位置図



●公園計画図



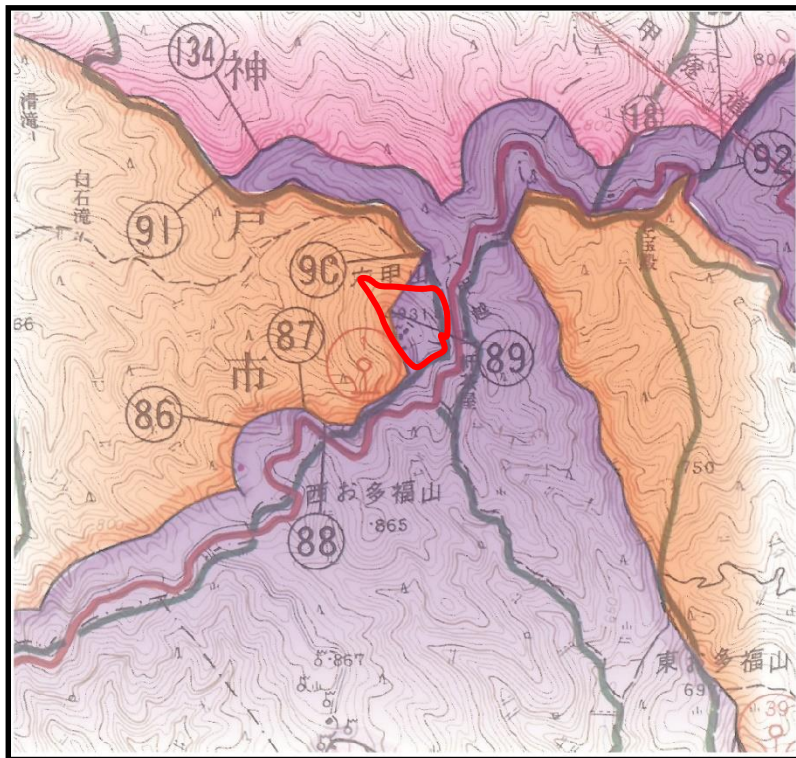
六甲山頂園地

○六甲山系の最高峰付近に位置し、登山道（近畿自然歩道線道路（歩道）、住吉線道路（歩道））沿いに位置することから、登山利用者が多く立ち寄る場所である。また、ドライブウェイ（六甲山縦走線道路（車道））も整備されていることから、ドライブで立ち寄り、眼下に広がる神戸市街の景色を楽しむ利用者も多い。

事業規模

区域面積：5.0ha

六甲山頂園地決定区域図



○既存の園地が整備されている場所及び面積に加え、公衆トイレの建て替え等に伴う区域拡張の可能性のある箇所（神戸市有地）について事業決定を行うもの。

既存施設の把握（公衆便所、園路）

執行者：神戸市

- 神戸市により整備された既存の園地を公園事業として把握するものであるが、利用者の増加に対応するため、老朽化した公衆便所を建て替える予定である。



園地



園路



公衆トイレ

自然環境への影響

- ・ 公衆便所については、今後、必要な規模や浄化処理方法の調査検討を行った後に再整備を実施する予定。
- ・ 規模によっては現在の位置から移設する可能性もあるが、既に開発された場所（裸地）を候補地としており、新たな地形の改変は伴わない。
- ・ 再整備にあたっては、風致景観上支障のない形状及び色彩とする。
- ・ 汚水は適切な処理方法で処理した後に放流することとし、河川や沢等の水質に影響を与えないようにする。



移設候補地（奥の裸地部分）

大山隠岐国立公園 駒鳥避難小屋

決定

避難小屋：1箇所

執行者（予定者）：鳥取県

特別保護地区（国有地（林野庁））

●位置図

●公園計画図



- 大山山系の東南側、加勢蛇川上流に位置する。
- 既存の避難小屋は昭和28年に建築されたもの。昭和50年に公園計画に位置づけられたが、事業決定が未済となっていた。

駒鳥避難小屋決定区域図



事業規模 避難小屋： 1箇所



避難小屋全景



- 上級者向け登山道の中継地点にあり、利用者は500人／年程度
- 当該避難小屋は各方面からの中継地点に位置しており、年間利用者数は決して多くはないが、荒天時の避難施設として重要な位置に存在している

既存施設の建替え

設置から68年が経過し、屋根及び外壁の破損等、施設の老朽化が著しいため、再整備を行う（執行者：鳥取県）



自然環境への影響・施工時の自然環境への配慮

- 既存施設の跡地に鳥取県が整備し、施設に接地している樹木を数本伐採することが想定されるが、必要最小限とする。
- 資機材の搬入については、ヘリによる搬送を予定しているが、希少な鳥類の目撃情報もあることから、野鳥保護団体等と綿密に協議を行った上で、飛行ルートを選定する。
- ヘリポートの設置については、幅の広い溪床を利用して仮設ヘリポートを造成し、工事完了後は撤去する。
- 施工機械については、極力低騒音型機械を使用し、周辺への騒音漏れを最小限に抑える対策を検討する。

園地整備（遊歩道、休憩所、案内・解説板、公衆便所、駐車場）

- トイレや案内板・解説板も整備されず、利用しにくい状況
- 八幡地獄の魅力が十分に伝えられていない



- 湧水町が整備を計画(H30～)
- 地域の自然や文化をより深く体験できる遊歩道に整備
- 栗野岳レクリエーション村など周辺施設との周遊性のある利用促進に期待

【歩道の再整備】



老朽化した木製橋



歩道脇に点在する噴出口

【わかりづらい案内の解消】



温泉入口に地獄の案内表示がない

【トイレ・駐車場の整備】



駐車場入口が狭く、公衆トイレがない



みどころ: 大地獄

九州一とも言われる雄大な地獄現象を間近に観察できる

大地獄体験広場【学習・観察・体験】

計画予定地面積 約3ha
 ● 八幡大地獄 約27,000㎡
 ● 駐車場等 約2,700㎡

栗野岳温泉遊歩道整備計画【基本計画】

自然環境への影響

- 新設する歩道は、地獄現象により植生の乏しい場所を中心に路線選定を進め、歩道幅員は地形や植生の保全を優先して最小限となるよう配慮する。
- 一部の新設歩道や広場の整備では、支障木の伐採が発生するが、多くは広葉樹の低木であり現時点で希少種は確認されていない。
- 駐車場は、既存する3箇所の駐車場の再整備であるため新たな地形の改変は少なく、新設する公衆便所は、土壤湿潤槽により処理水を循環させる構造としている。



栗野岳温泉地
新設歩道整備箇所

【変更①】 規模の拡大（整備を伴う）

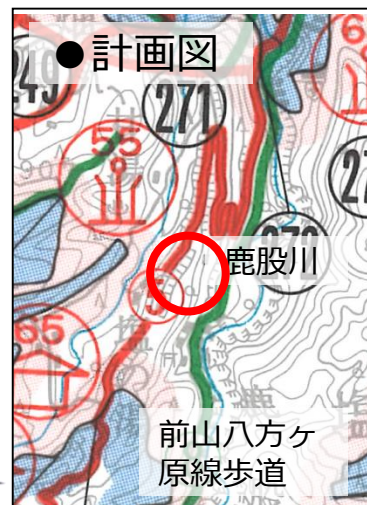
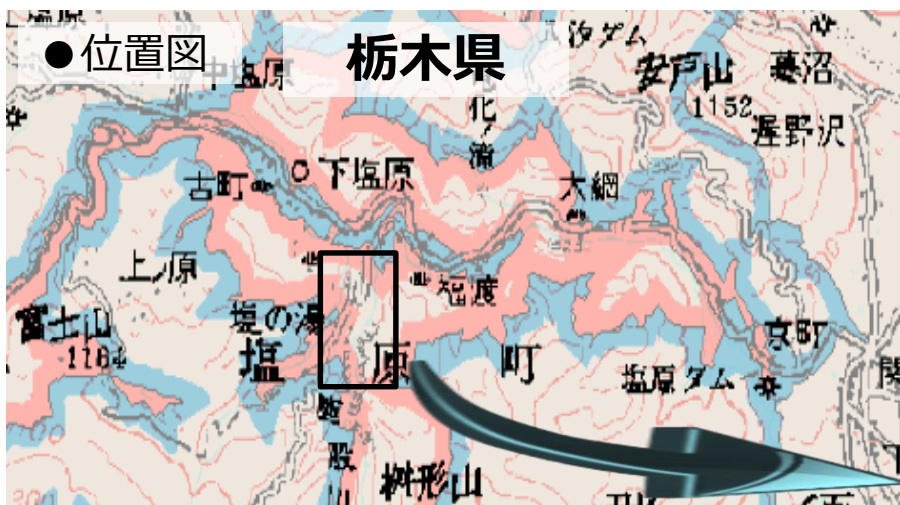
日光国立公園 塩の湯宿舎

変更

区域面積：1.8ha→2.3ha

執行予定：民間

第2種特別地域（私有地）



写真上：塩の湯温泉近景

写真下：塩の湯温泉遠景

- 塩原温泉街の中心地から南に位置
- 渓谷沿いの静寂な温泉集落（3事業者が執行）
- 箒川沿いの塩原渓谷探勝及び鹿股川沿い前山八方ヶ原歩道の利用
- 急峻な斜面にはスギの人工林、その他ミズナラを中心とした二次林の広葉樹林帯



— 変更後
— 変更前（現行区域）

1. 利用形態の変化により、駐車場の不足が生じているため、客室数に見合った駐車場台数を整備するもの。

（現状：収容人数249人、
駐車場台数15台）

（整備後：65台）

2. 現在の事業執行者が、今後、隣接した区画に駐車場等を再整備する計画であることから、当該区画分を宿舎事業の区域に編入するもの。

決定規模

区域面積：1.8ha

→ 2.3ha

（+0.5ha…部）



駐車場の新設及び既存施設の再整備

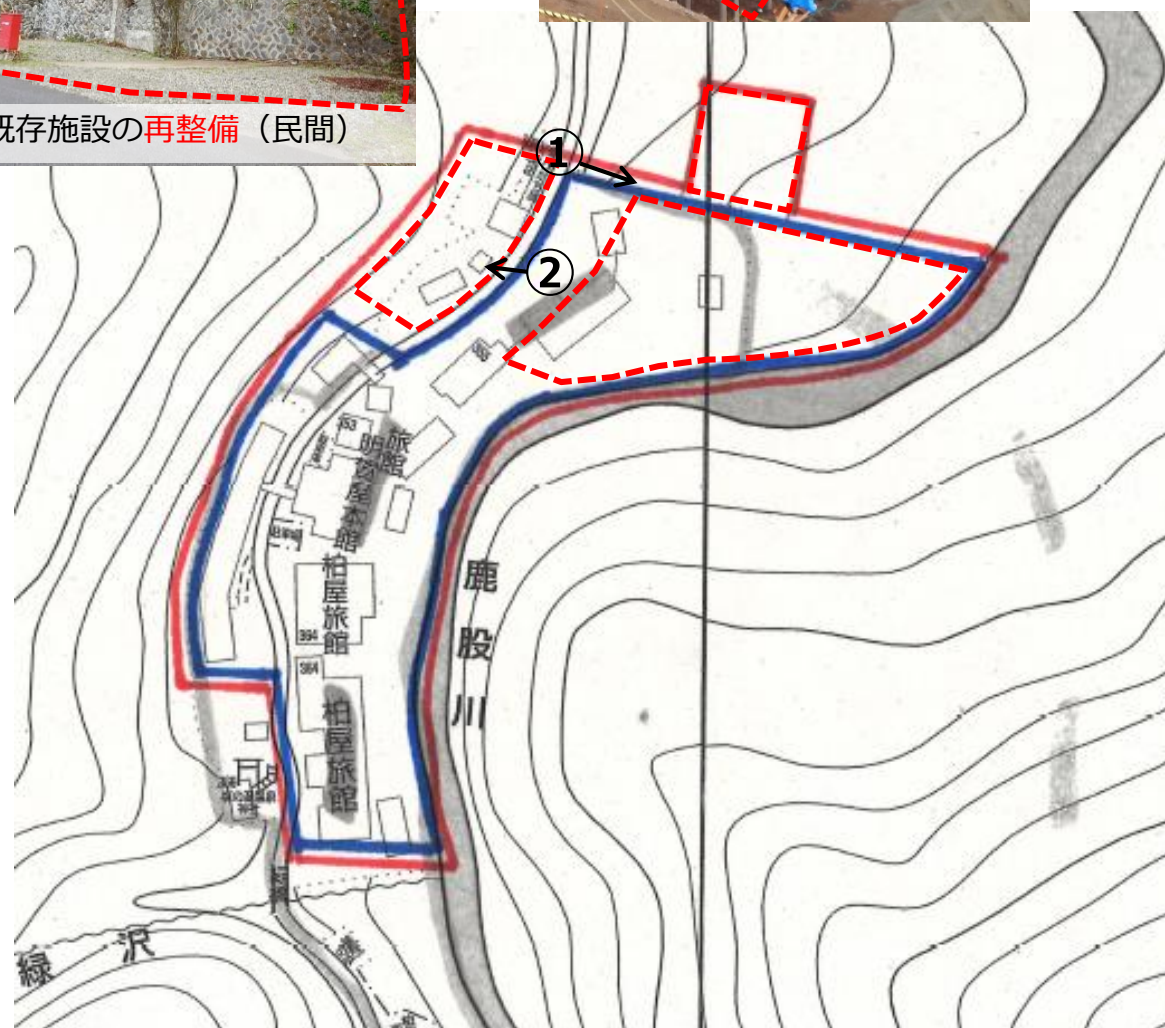


②既存施設の再整備（民間）



①駐車場新設地（民間）

1. 駐車場の整備予定地は、スギの人工林である。現時点で、希少種等は確認されていない。谷地形の谷部分の平坦地であり、道路脇から望見されにくい場所である。
2. 編入地域は、宿舎の跡地であり、石垣や階段のみが残っている場所である。今後、駐車場等の再整備を計画している。



富士箱根伊豆国立公園 小涌谷宿舎

変更

区域面積：20ha→25ha

執行者（予定者）：民間事業者

第2種特別地域、普通地域（私有地）



- 事業地は箱根火山中央火口丘の北東麓、カルデラ内部。
- 国道及び県道沿いに位置し、ロープウェー及び箱根登山鉄道の駅にも近い。
- 鷹巣山や千条の滝等自然探勝や小涌谷温泉での湯治等の利用が盛ん。



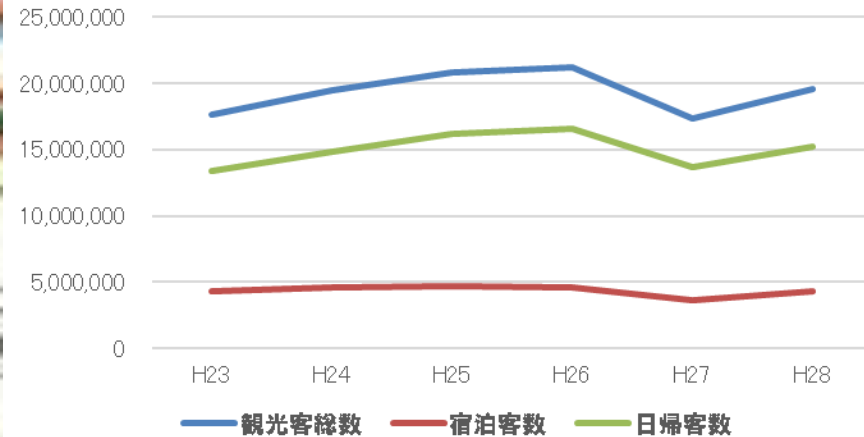
—— 事業区域

(赤線部分が追加区域)

事業規模 (区域面積)
20ha→25ha



箱根町年間観光客推移



引用元: 箱根町HP

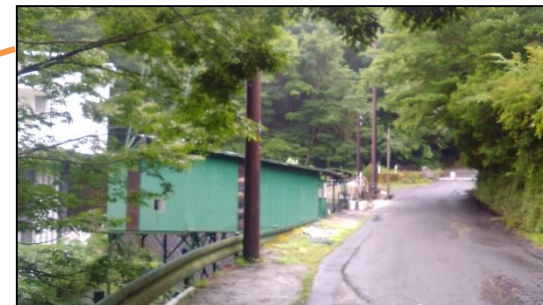
- 箱根の観光客数は年間約2,000万人、そのうち宿泊者数は約450万人。平成27年は火山活動の活発化により、観光客数は一時的に減少したが、現在は火山活動も収束に向かっており、外国人観光客の増加も含め観光客数は回復傾向。
- 箱根地域の多様な利用ニーズに応えられる利用者層に応じた施設が必要。
- 観光客増加の受入強化及び滞在型の自然探勝促進を目的とし、民間事業者によって宿舎を新築するため、事業規模を拡張する。

民間事業者による宿舎の整備

- 箱根地域の自然や文化体験を目的とする観光客を対象に、質の高いサービスを提供できる施設を計画。
- 観光客増加の受け入れ体制を強化し、滞在型の自然探勝を促進する拠点施設として整備。

自然環境への影響

- 事業予定地のうち、半分以上が普通地域内。過去に開発計画があった場所で、一部道路が整備されているほか、温泉施設が整備済。事業地中央部は芝やササ等の草本が大部分を占める疎林になっており、現在はヘリポート場として利用。
- 公園内の主要展望地からは眺望されず、周辺も普通地域であるため、建築物等の人工物が既に存在する地域である。
- 一部常緑広葉樹やスギ・ヒノキ等の針葉樹が生育しているが、外縁部は緑地として残す計画としており、自然環境及び風致に与える影響は最小限であると考えられる。



上信越高原国立公園 鬼押出園地

変更

区域面積：145ha→300ha

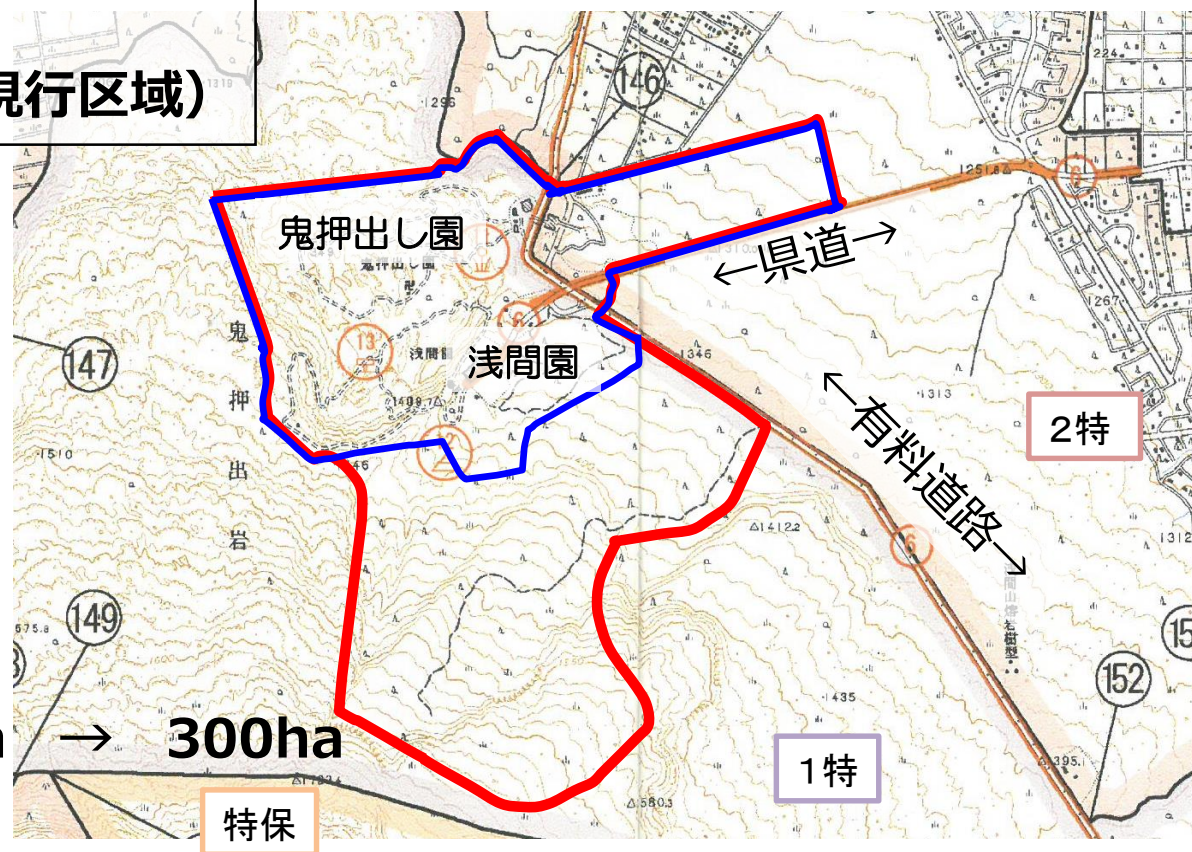
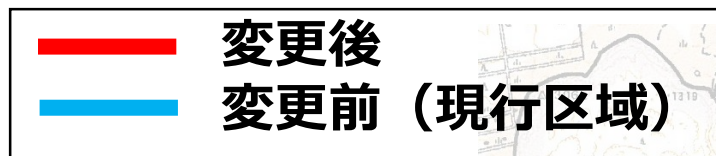
執行者：長野原町、民間

第1, 2種特別地域（長野原町有地、私有地）



○浅間山の北麓、標高1,400mに位置する。本園地は、浅間山の鬼押出溶岩による奇形な岩場が観察できる「鬼押出し園（株式会社プリンスホテル）」と、浅間山の鬼押出溶岩・追分火砕流による地形地質や植生の差などを観察できる「浅間園（長野原町）」の2施設から成る。

○年間を通じて利用があり、特に夏季シーズンに利用が多い。



事業規模

区域面積 : 145ha → 300ha

特保

1特

2特

- 現行区域の南側に位置する長野原町有地155haを、新たに事業区域に加えるもの。
- 浅間山北麓ジオパークの日本ジオパーク認定を受けて長野原町が行った基礎調査により、長野原町有地内の多様な植生や地質資源の存在が明らかとなった。この自然資源を適切に保全しながら環境教育等に活用するため、園地の区域を拡大し、園路を拡張する。

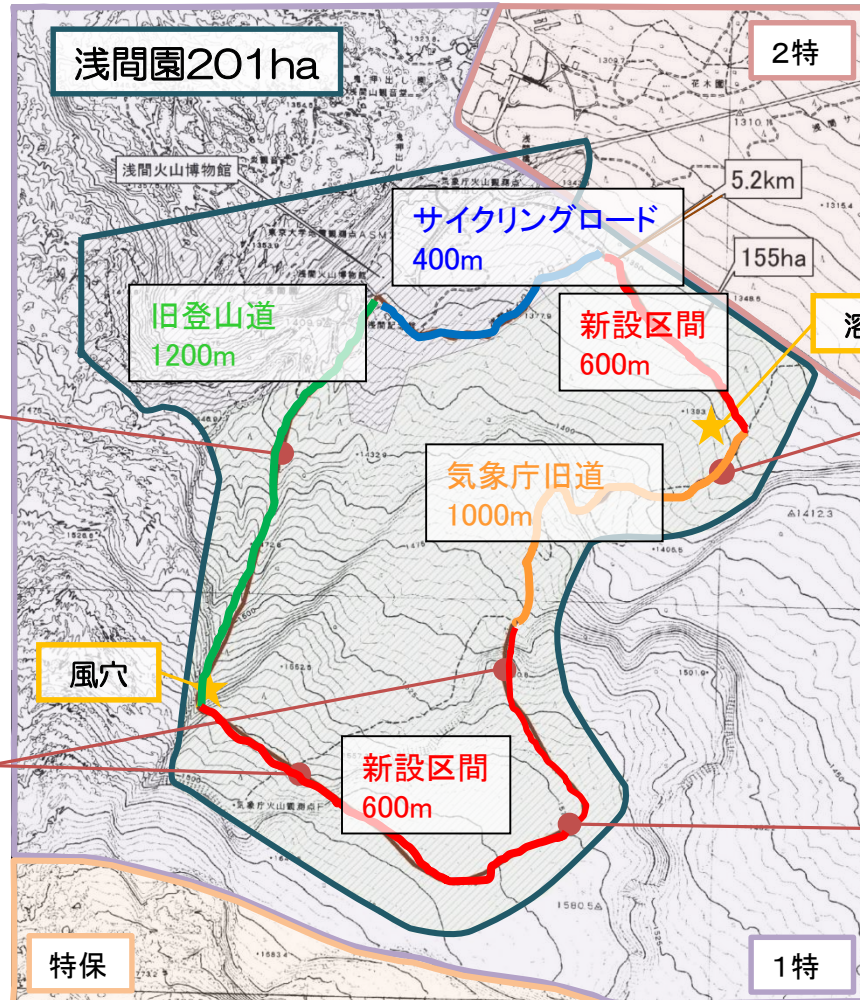
園路の拡張に伴う区域の拡大

- 長野原町営浅間園の事業執行区域を46ha→201haに拡大し、新たに5.2kmの園路を設置。
- 園路ルートの設定及び施工方法については、現況の地形・植生に応じて実施する。

ダケカンバ林
⇒旧登山道を利用



ダケカンバ林、アカマツ林
⇒刈り払い、階段工、
ロープ柵工など



アカマツ林
⇒旧気象庁観測道を利用



ガンコウラン群落 木道工



自然環境への影響

○周辺の利用施設からの風致景観や貴重な自然資源が損なわれないよう、園路ルートの設定及び施工方法の検討を行う。

○区域内の自然環境について、保護及び調査研究を継続する。

○新設する園路ルートは、施設ガイド同伴のみで利用を認め、希少動植物種や自然環境の保護を図る。



利用者の安全対策について

○火山防災対策として、受付時にヘルメットを貸し出して着用を義務付けるとともに、利用者に同伴するガイドには十分な防災教育を受けさせることとしている。

上信越高原国立公園 浅間高原園地

変更

区域面積：30ha→800ha

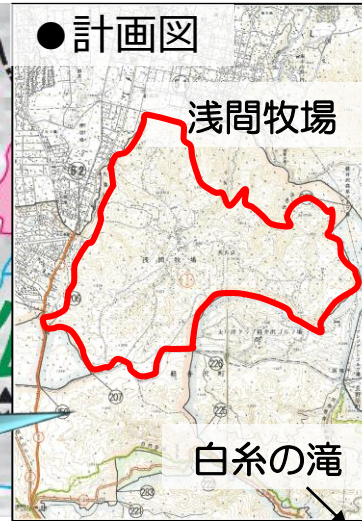
執行予定者：群馬県、長野原町

第2種特別地域（群馬県有地）

●位置図



●計画図



浅間牧場から見る浅間山



白糸の滝



○浅間高原園地は、浅間山の東北麓、標高1,300mに位置し、県営浅間家畜育成牧場（通称：浅間牧場）の一部を園地として解放しているものである。これまで解放区域は、西側の16ha及び白糸の滝に通じるハイキングコースのみであった。

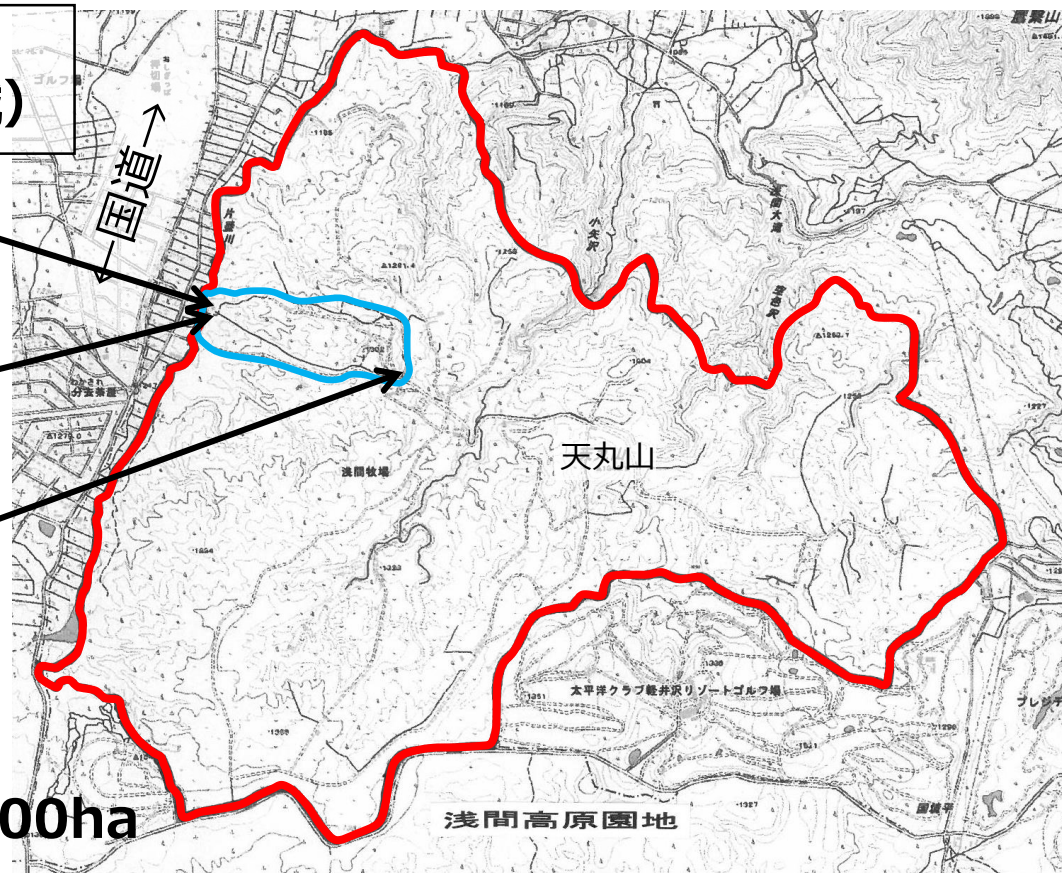
○特に春から秋にかけて、観光客や周辺別荘地の住民などの利用が多い。

— 変更後
— 変更前（現行区域）

売店・トイレ（長野原町）

駐車場（群馬県）

トイレ（群馬県）



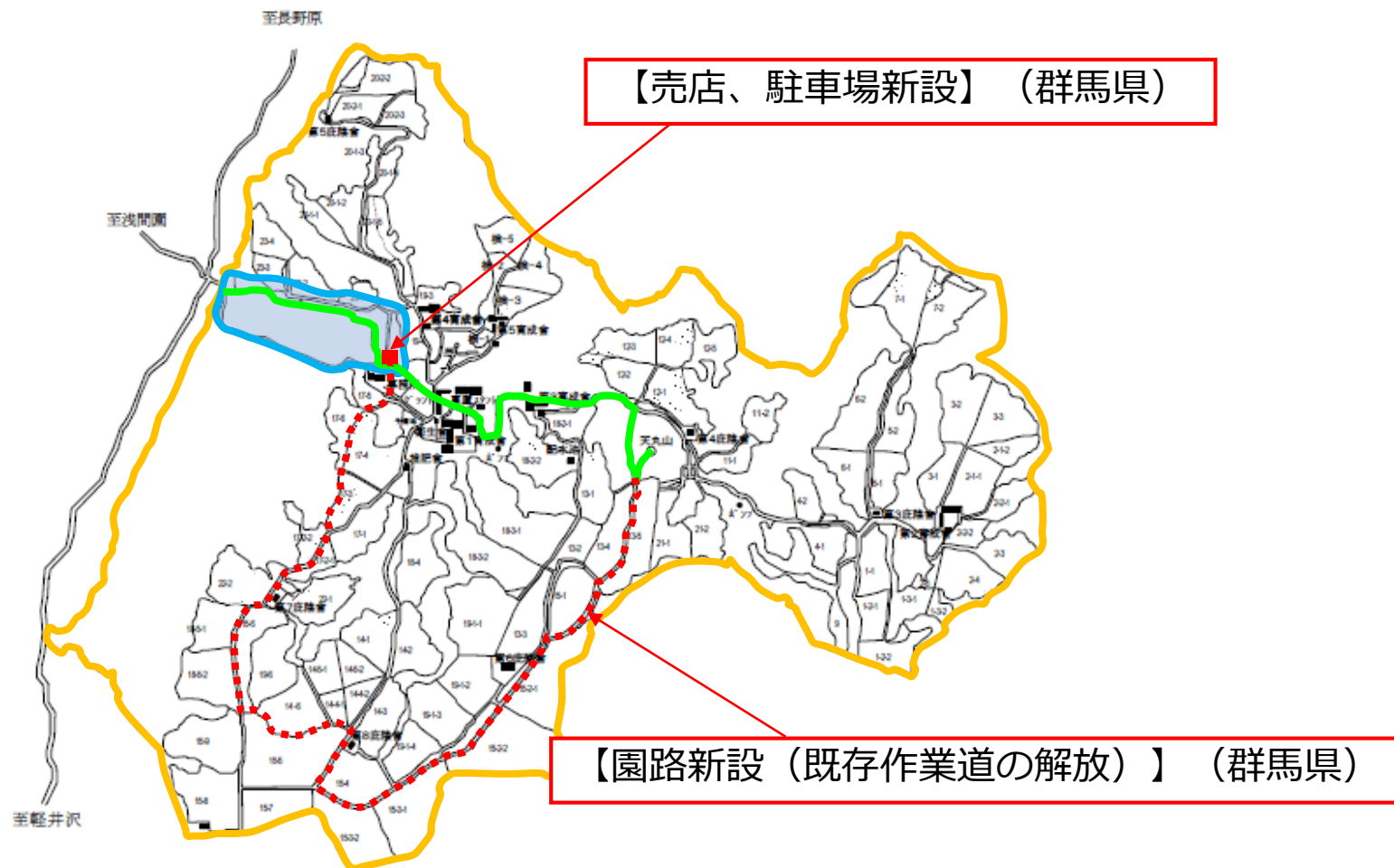
事業規模

区域面積：30ha → 800ha

- 現在は浅間牧場の一部に限られている事業区域を、浅間牧場の全域に拡大するもの。
- 浅間牧場を含む浅間山北麓地域が浅間山北麓ジオパークとして日本ジオパークに認定されたことを受け、群馬県や地元関係者らの構成する委員会にて議論が行われ、ハイキングコースやスノーシュー利用など、浅間牧場の全域800haを活用して本地域の適正な利用を推進していくことが決定されたため。

立ち入り禁止区域の一般開放に伴う区域の拡大

- 売店（兼案内所）1棟（40㎡）、駐車場0.1haを園地の中心部に新設する。既存牧場事務所に隣接する雑草地に設置することとしており、支障木の伐採は伴わない。
- 飼料や家畜の運搬のための牧場の作業道4.5kmを園路として一般に開放する。道標等の設置が計画されているが、土地の形状変更等は伴わない。



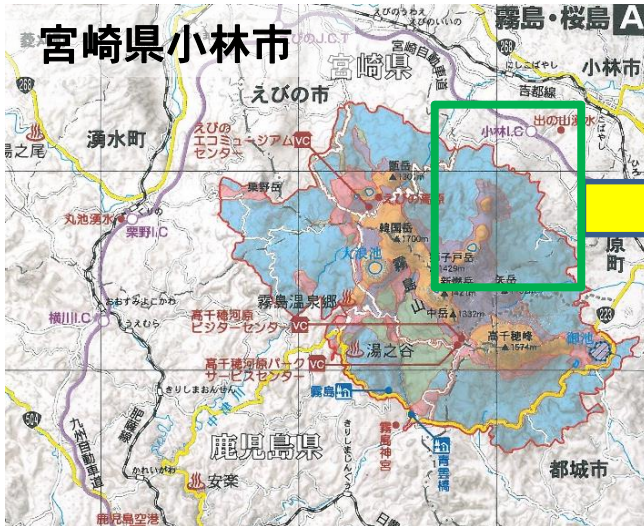
霧島錦江湾国立公園

夷守台大幡池線道路（歩道）**変更**

路線距離：4.5km →5.2km
執行予定：小林市、宮崎県

特別保護地区・第1種特別地域・普通地域（国有林）

夷守台は満喫プロジェクトのビューポイント
登山口整備はステップアッププログラム2020に位置付けられている



主な利用形態 大幡池への登山
周辺の施設 ひなもりオートキャンプ場
(H28年度利用者数 14,757人)

- 歩道周辺の樹木は起点側の人工林から始まり、標高が上がるにつれアカマツ、アカガシの生育が見られ、終点付近はミズナラ等の落葉樹と多種にわたる。
- 既存の歩道0.7kmを枝線として追加する。
- 追加する枝線は、大幡池への最短ルートの登山道として人気がある。

整備計画（歩道（枝線）、駐車場、休憩所、案内板）

- 追加する枝線は既存の歩道である。
- 駐車場、休憩所を整備し、大幡池への登山口としての機能を高める。



自然環境への影響

今回追加する枝線の登山道は、既存の登山道として把握するものである。登山口に計画している駐車場及び休憩所の新設予定箇所は、現在空き地となっており、支障木の伐採や大幅な土地の形状変更は生じない。

以上のことから、周囲の自然環境へ与える影響は最小限であると考えられる。



大幡池



登山道

駐車場及び休憩所
新設予定箇所



【変更②】 手続き上の整理にあたる案件

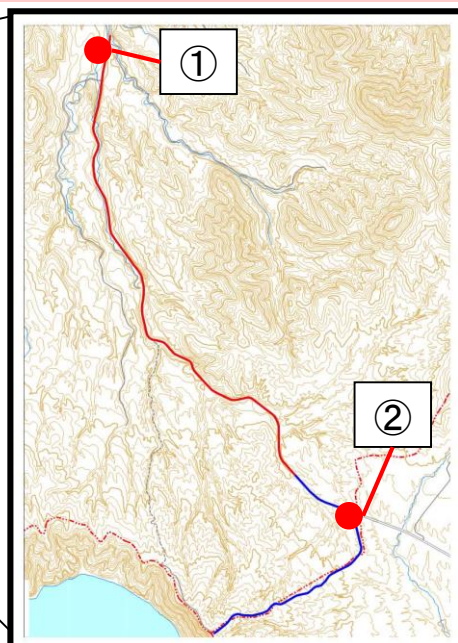
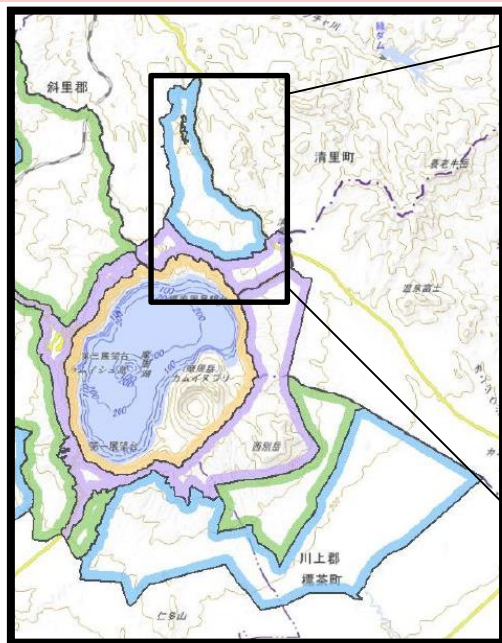
阿寒摩周国立公園

裏摩周線道路（車道）**変更**

区間距離：3.7km→10.1km

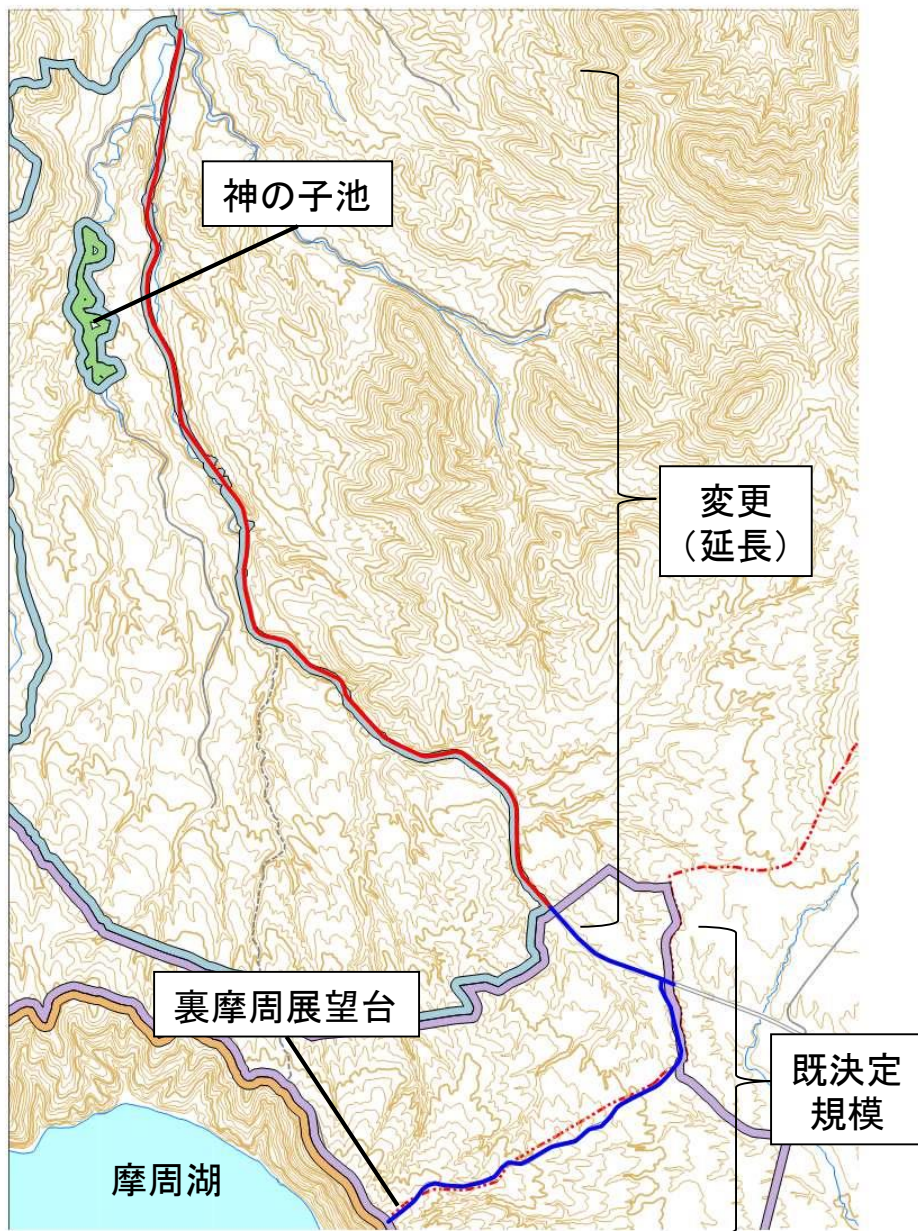
執行者（予定者）：北海道

第1種特別地域・普通地域（国有林、公有地）



○当該地域の概要、利用状況等

- ・当該道路は摩周カルデラ外輪山の北側山麓に位置し、裏摩周展望台や神の子池など主要な景勝地に接続する公園利用上重要な道路である。
- ・裏摩周展望台と神の子池は観光ルートとして定着しており、それらを結ぶ当該道路の果たす役割は大きい。



- 変更前（現行区間）
- 変更後（延長区間）

事業規模

路線距離：3.7km → 10.1km

有効幅員：5.5m → 5.5m

○事業変更の理由、事業規模の根拠等

- 平成29年の公園計画変更（5次点検）の際、神の子池を含む摩周カルデラ北側外輪山山麓が公園区域に拡張された。
- 延長する距離は、新たに公園区域に含まれる6.4kmであり、全体で10.1kmである。
- 延長する区間は既存の道路が整備されており、今回の変更に伴う工事は無い。

富士箱根伊豆国立公園 本栖運動場

変更

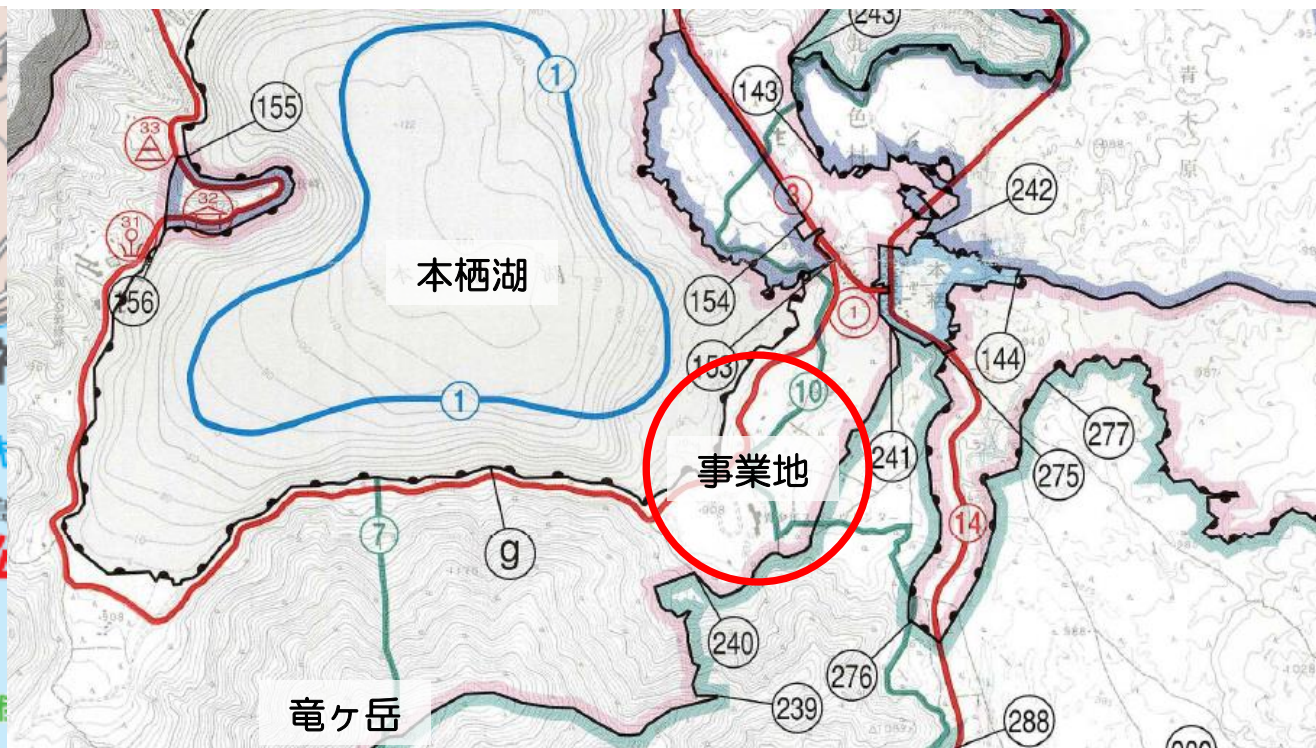
区域面積：24ha→18.4ha

執行者（予定者）：富士河口湖町、
民間

第2種特別地域（県有地）

●位置図

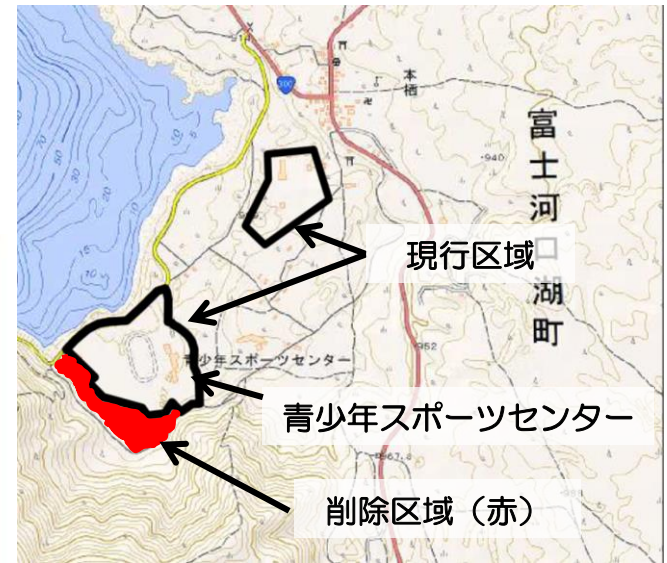
●計画図



- 富士五湖の一つ本栖湖の南東岸。本栖集団施設地区内。
- 陸上競技用トラック、サッカーコートなどが整備されており、学校等のスポーツ合宿などに利用されている。

事業規模

区域面積： 24ha → 18.4ha



山梨県が執行していた本栖運動場事業（青少年スポーツセンター）が富士河口湖町に移管され、既存施設の中にあった野営場施設の再整備を機に、運動場として分離し、整理を行うもの。

富士箱根伊豆国立公園 本栖野営場

変更

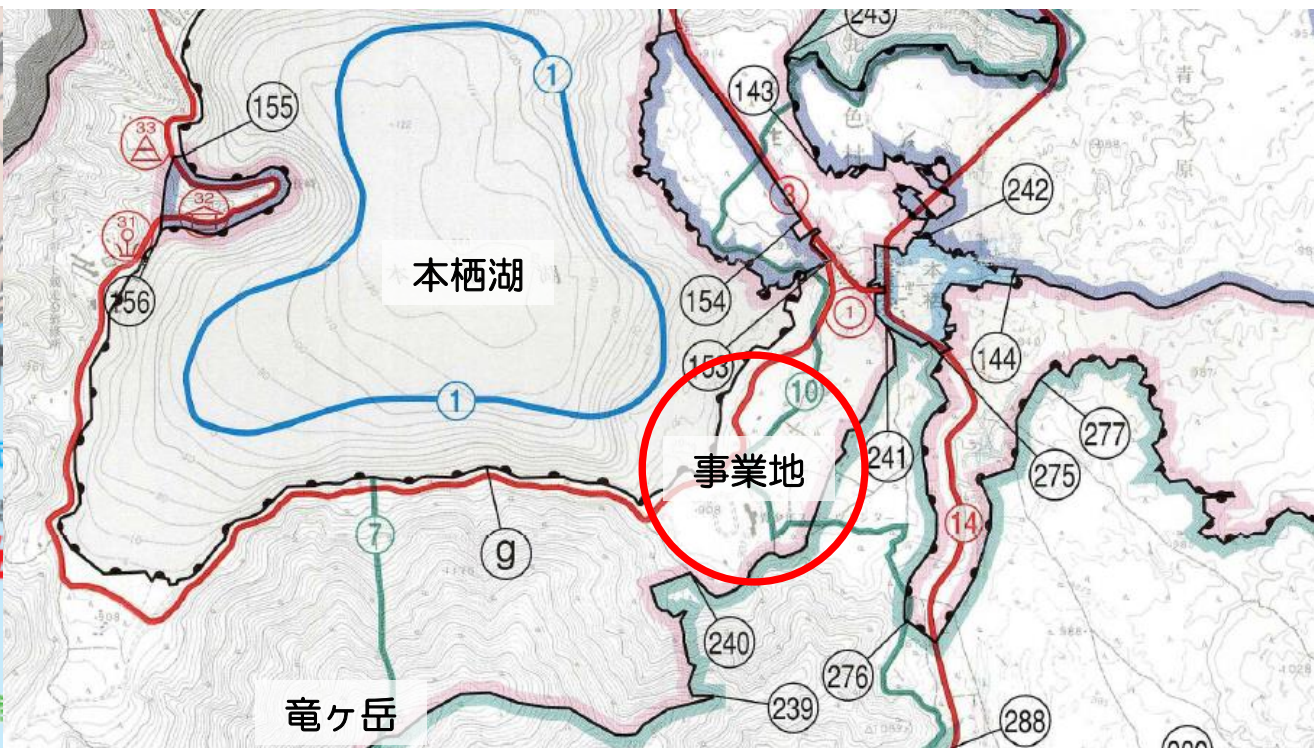
区域面積：1ha→6.6ha

執行者（予定者）：富士河口湖町、
民間

第2種特別地域（県有地）

●位置図

●計画図



- 富士五湖の一つ本栖湖の南東岸。本栖集団施設地区内。
- 本栖湖の水上利用（カヌー等）、竜ヶ岳登山などの基地として利用。



これまで本栖運動場事業の一部として執行されていたキャンプ場を、運動場事業が山梨県から富士河口湖町の事業執行となったことを機に再整備するにあたり、運動場と野営場を分離し、整理を行うもの。

野営場の再整備

- 既に本栖運動場事業の一部として提供されていた野営場施設を修繕して利用する。
- 既存施設の再利用なので樹木の伐採、土地の形状変更などの改変は発生せず、風致上の変化及び植生等の生態系への影響もない。



野営場管理棟施設（既設）

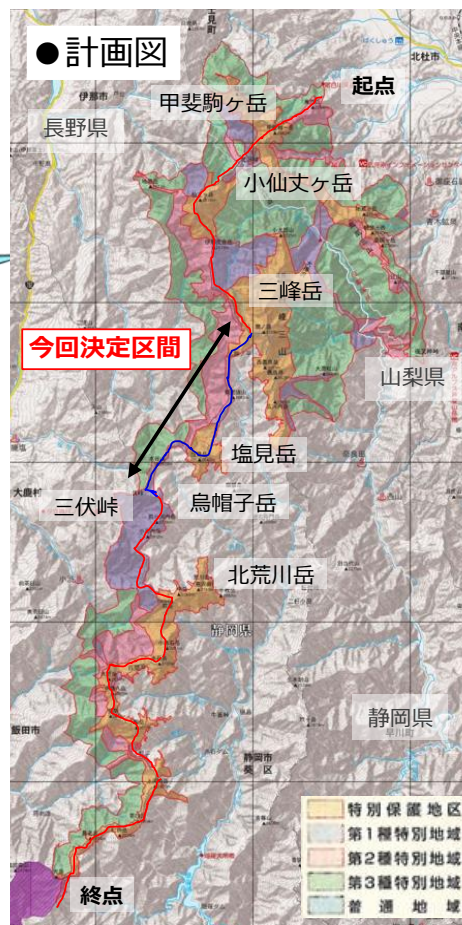
変更

南アルプス国立公園 駒赤石山系縦走線道路(歩道)

路線距離 : 58.4km → 75.4km

執行者 (予定者) : 山梨県北杜市、
長野県伊那市、静岡県

特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域
(山梨県恩賜県有林、国有林、民有林)



北荒川岳から見る塩見岳



塩見小屋から見た三伏峠

- 黒戸尾根中腹から赤石岳、塩見岳、光岳を経て、川根本町（静岡県）国立公園境界までを縦断する登山道。うち三峰岳から烏帽子岳間（未決定区間）を今回事業決定。
- 仙丈ヶ岳以南の縦走ルートは3,000m峰5座を越える尾根道。登山口は限られるが、総延長が長く、入山者数が把握できていない。

甲斐駒ヶ岳～烏帽子岳の区間
(現状執行者なし) について、
伊那市が事業執行を予定



既決定区間：甲斐駒ヶ岳～^{みぶだけ}三峰岳
に加え、
未決定区間：三峰岳～烏帽子岳
を今回事業決定

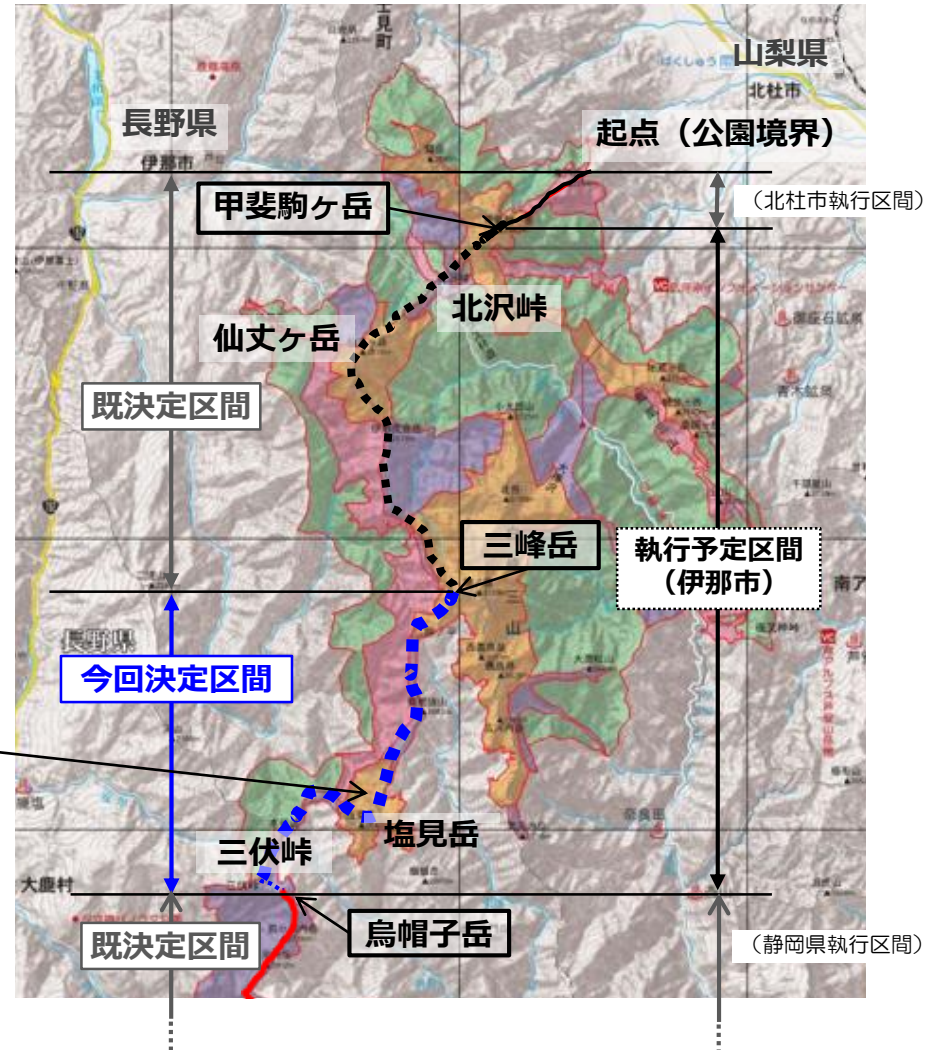


塩見岳北俣分岐から三峰岳方面

決定規模

路線距離：58.4km→75.4km

事業主体：伊那市



自然環境への影響

尾根上の登山道では表流水による洗掘が発生しており、ハイマツ帯に代表される高山植生に対する影響が懸念される。今後、伊那市が公園事業として執行することにより、登山者の安全の向上に加え、植生帯の保護による自然環境への負荷の軽減が期待される。

整備計画について

伊那市執行区間については、今後の調査等を踏まえ、具体的な整備内容を検討

(参考：その他の事業執行者によるこれまでの整備内容)

山梨県北杜市

- ・危険箇所への梯子設置
- ・栈道の設置

静岡県

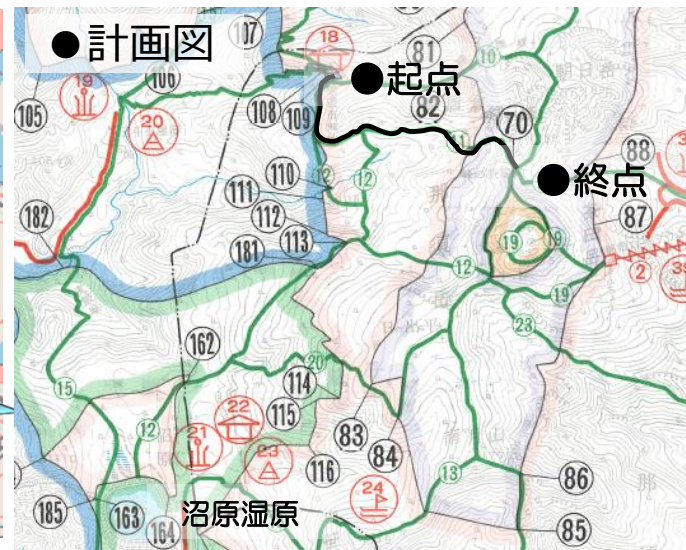
- ・案内標識の設置
- ・植生保護を目的とする動線誘導整備（標識、木道、ロープ柵）

日光国立公園 三斗小屋温泉峰の茶 屋線道路（歩道）

変更

路線距離：2.5km→2.9km
執行予定：栃木県

第1種特別地域、第2種特別地域、普通地域（国有林）



- 那須連山の西麓に位置
- 茶臼岳南西部にある沼原湿原から三斗小屋を經由して那須連山に向かう主要登山道
- ダケカンバ類を中心とした亜高山帯



起点：三斗小屋温泉



終点：茶臼岳から剣が峰方面の展望
左手前が終点の峰の茶屋避難小屋

既整備区間の把握



栃木県により既に整備されている歩道について、
既存の線形を正しく把握するため、路線距離及び路線図を見直し

【廃止】事業決定の廃止

阿寒摩周国立公園 仁伏野営場

廃止

区域面積：4.4ha

最大宿泊者数：600人/日

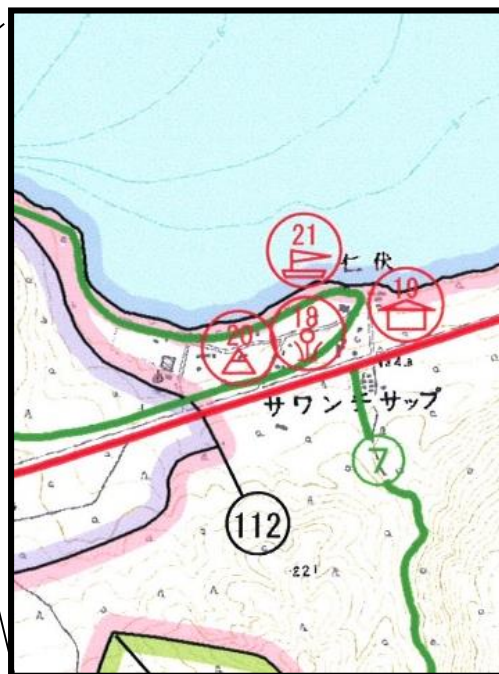
執行者：民間

第2種特別地域（私有地）

●位置図



●公園計画図



○当該地域の概要、利用状況等

当該地域一帯は屈斜路カルデラに内包され、当該舟遊場は屈斜路湖の湖岸の標高130m程度に位置し、周辺には住宅及び民間宿舎等が整備されている。当該野営場周辺の利用形態としては、屈斜路湖での釣り、湖岸の自然散策、温泉等がある。

廃止理由

- 本野営場は平成7年4月3日に当初認可を受け、民間事業者により事業を開始したが、利用者の減少により当該野営場の経営が困難となり、平成28年3月24日に野営場事業を廃止した。
- 当該事業は公園利用上の必要性も乏しく他に事業執行の予定もないことから、事業の廃止を行うものである。

自然環境への影響

当該地は屈斜路湖岸沿いの緑地帯であり、施設は撤去済みであり廃止後の自然環境への影響は認められない。

阿寒摩周国立公園 仁伏舟遊場

廃止

区域面積：1,600㎡

栈橋：（幅員）2m（延長）20m

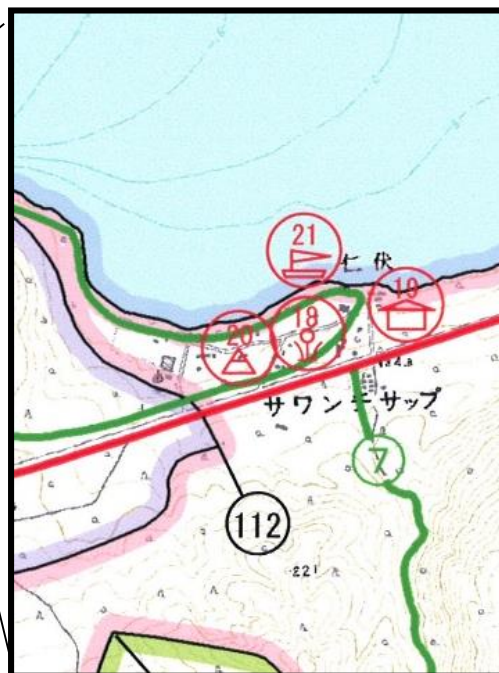
執行者：弟子屈町

第1種・第2種特別地域（町有地・河川敷）

●位置図



●公園計画図



○当該地域の概要、利用状況等

当該地域一帯は屈斜路カルデラに内包され、当該舟遊場は屈斜路湖の湖岸の標高130m程度に位置し、周辺には住宅及び民間宿舎等が整備されている。当該舟遊場周辺の利用形態としては、屈斜路湖での釣り、湖岸の自然散策、温泉等がある。

廃止理由

- 本舟遊場は昭和62年9月16日に当初認可を受け弟子屈町により事業を開始したが、当該地周辺に訪れる利用者が減少し当該舟遊場の事業執行者である弟子屈町において事業継続の見通しが立たなくなったことから、平成29年2月6日に事業を廃止した。
- 当該事業は公園利用上の必要性も乏しく他に事業執行の予定がないことから、事業廃止を行うものである。

自然環境への影響

事業執行されていた棧橋及び斜路のうち、斜路については、屈斜路湖において緊急時に町の消防関係者が救命ボート等の乗り入れができるよう残置し棧橋は撤去し原状回復している。